

浦安市立小学校における不正アクセス等事案に関する第三者調査
委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 元浦安市立小学校の千葉県臨時的任用講師の不正アクセス事案により発覚した、教職員間で発生した人的トラブル事案（以下「本件事案」という。）について、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を行うため、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、条例別表第2の種類の欄に掲げる行政運営において生じる課題等の検証等に係る委員会に該当するものとして浦安市立小学校における不正アクセス等事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の設置期間は、令和6年9月30日から第8条の報告が完了する日までとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、本件事案に係る事実関係の解明に関することについて、調査、検証、評価及び提言（以下「調査等」という。）を行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、原則として3人の委員で組織する。

2 委員は、法律、労働行政等に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、調査委員会を統轄し、会務を処理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、本件事案に係る第8条の報告が完了する日までとする。

2 委員が欠員となったときは、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残

任期間とする。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 調査委員会は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して調査委員会への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

(調査等の結果の報告)

第8条 委員長は、第2条に係る調査等を終えたときには、その結果を文書により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、教育長が別で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第1条第2項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。